

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会

福祉サービス第三者評価事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人弘前市社会福祉協議会が実施する福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 社会福祉法人弘前市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する第三者評価は、公平性、信頼性及び透明性を旨とし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条の規定の趣旨に則り、福祉サービス事業者（以下「事業者」という。）の福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを支援することによって、継続的かつ良質な福祉サービスを確保し、福祉サービス利用者の利益増進を図ることを目的とする。

2 第三者評価の実施結果は、福祉サービスの利用者が、そのサービスを選択し、安心して利用を継続していくために必要な情報として活用されるよう広く公開する。

(評価)

第3条 本会の第三者評価は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が定める評価方法及び共通評価項目並びに「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づく、施設種別毎の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」（以下「第三者評価基準」という。）及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」（以下「サービス内容評価基準」という。）（平成16年5月7日付厚生労働省通知）において示された評価基準を基本とし、必要に応じて独自の評価を付加して実施する。

2 第三者評価の施設種別毎の第三者評価基準及びサービス内容評価基準は、別添1のとおりとする。

(申込)

第4条 事業者は、第三者評価を受審しようとするときは、第三者評価受審申込書（様式1）により、申込みを行う。

(契約)

第5条 本会会長は、第三者評価の実施に当たって、事業者と書面による契約（以下「契約書」という。）を締結する。

2 契約書には、評価手数料、本会の義務、事業者の義務、契約の変更及び解除、損害賠償等、必要な事項を明記する。

3 契約書の様式は、様式2のとおりとする。

(評価手数料)

第6条 評価手数料は、福祉サービス第三者評価業務料金表（別添2）のとおりとする。

2 付加評価業務手数料は、前項の基本評価業務手数料に含むものとする。

3 前条第1項の規定により契約を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）は、評価手数料を本会が指定する期日までに、指定した口座へ振り込まなければならない。

（評価の手法）

第7条 福祉サービス第三者評価事業の評価手法は、事業者自らが行う自己評価、本会の評価調査者が訪問して行う調査による評価及び必要に応じて利用者本人及び家族に対して行う利用者調査の三つの要素を組み合わせた評価とする。

2 事業者の自己評価は、本会が定めた評価項目による調査票を用いて、事業者自らが評価を行う。

3 評価調査者の訪問調査による評価は、本会が定めた評価項目による調査票を用いて、評価調査者が訪問等により調査を実施し、その結果をもって評価を行う。

4 利用者調査は、本会が定めた評価項目により、利用者や家族に対して、面接による聞き取り調査又はアンケート調査等により実施する。

（評価業務）

第8条 第三者評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。

2 前項の書面調査は、事業者が行う自己評価報告書（様式3）の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価の項目毎の状況を把握する。

3 事業者自らが行う自己評価は、各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、経営者又は理事者及び各部門担当指導職員等の合議により作成する。

4 訪問調査は、評価調査者が書面調査の結果を踏まえ、契約事業者の事業所を訪問し、評価項目毎の状況を把握、検証する。

5 訪問調査は、原則として1日間で行う。

6 評価業務は、概ね三ヶ月以内で終了することを目途とする。

（利用者等調査）

第9条 本会は、評価業務の一環として、利用者及び家族等のサービスに関する意向等を把握する調査を実施し、その結果を訪問調査の資料として活用することができる。

2 前項の調査は、施設種別毎に利用者等の意向を反映できる適切な方法で実施する。

（評価委員会の設置）

第10条 本会会長は、第三者評価の信頼性・公正性を確保するとともに、適正な実施に資するため第三者評価の結果等について専門的な観点から審査を行う評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（評価調査者の配置等）

第11条 本会会長は、書面調査等及び利用者等調査並びに調査報告書の取りまとめ等を行う評価調査者を配置する。

- 2 本会会長は、推進委員会の実施する「福祉サービス第三者評価者養成研修」を修了し、推進委員会に登録した者の中から、評価調査者を委嘱する。
- 3 評価調査者の任期は、原則として委嘱した日から2年間とする。
- 4 評価調査者は、再任することができる。

(訪問調査の手法)

- 第12条** 1件の評価業務は、評価調査者2名以上で実施し、当該業務については同一の評価調査者が一貫して行う。
- 2 評価業務を実施する複数の評価調査者のうち、主たる評価調査者を主任評価調査者とする。
 - 3 評価調査者は、業務に従事する場合は本会の発行する評価調査者証を携帯し、事業者の調査を行う場合は、これを提示し、身分を明らかにした上で実施する。

(評価結果の決定等)

- 第13条** 主任評価調査者は、書面調査等の結果を総合的に判断し、評価の項目について、訪問調査を行った評価調査者全員の合議により調査結果を取りまとめ、遅滞なく調査報告書(様式4)及び福祉サービスの向上のための提言事項(様式5)を本会会長に提出する。
- 2 本会会長は、前項の調査報告書の提出を受けたときは、前項に規定する調査報告書等及び調査報告書に対する意見の有無について(様式6)を、評価を受けた事業者に対して送付し、調査結果に異議がある場合は挙証資料を添付した上で、調査報告書等が到達した日から起算して14日以内に提出することができる旨を告知する。
 - 3 前項の告知期間が経過した第1項に規定する調査報告書について、委員会の承認を得た上で、本会会長が評価結果を決定する。
 - 4 評価を受けた事業所から、第2項に規定する意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌して、第1項に規定する調査報告書の内容を検討し、委員会の承認を得た上で、本会会長が評価結果を決定する。

(評価結果の通知等)

- 第14条** 本会会長は、決定した評価結果報告書(様式7)及び福祉サービス第三者評価の結果(様式8)を評価を受けた事業者に送付するとともに、評価結果の公表に関する同意書(様式9)の提出を受ける。
- 2 前項に規定する同意書(以下「公表同意書」という。)を提出した契約事業者に対して、「福祉サービス第三者評価受審証明書」(様式10)を発行する。

(評価結果の報告等)

- 第15条** 本会会長は、前条第2項に規定する福祉サービス第三者評価受審証明書を発行したときは、推進委員会に対して、福祉サービス第三者評価事業の評価結果の報告書(様式11)及び様式8、様式9を提出し、報告する。
- 2 本会会長は、前条第1項に規定する評価結果の公表について事業者の同意を得られた場合は、様式8によりインターネット上の推進委員会ホームページ上で公開するとともに、

事務所内に公表書類を備えて閲覧可能な状態にしておく等の方法により、広く公開する。

(事業報告等)

第 16 条 本会会長は、毎年度終了後、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価事業実績報告書」(様式 12) を提出する。

2 本会会長は、推進委員会の実施する第三者評価の適正な実施を図るための調査等に協力する。

(契約の解除)

第 17 条 本会及び事業者は、正当な理由があるときは、相手方との協議の上で、契約を解除することができる。

(契約内容の変更)

第 18 条 本会及び事業者は、評価契約内容についての変更又は履行の一時中止をすることができる。

(守秘義務)

第 19 条 本会及び委員会の委員並びに評価調査者は、第三者評価に係る手続き等の際に知り得た利用者及び保護者等の情報については、正当な理由がない限り、他に漏らしてはならない。また、職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

○別添資料一覧

- ・別添 1 第三者評価の対象施設と第三者評価基準及びサービス内容評価基準
- ・別添 2 第三者評価業務料金表

○様式一覧

- ・様式 1 受審申込書
- ・様式 2 受審契約書
- ・様式 3 自己評価報告書
- ・様式 4 調査報告書
- ・様式 5 福祉サービスの向上のための提言事項
- ・様式 6 調査報告書に対する意見の有無について
- ・様式 7 評価結果報告書
- ・様式 8 福祉サービス第三者評価の結果
- ・様式 9 評価結果の公表に関する同意書
- ・様式 10 受審証明書
- ・様式 11 評価結果の報告書
- ・様式 12 実績報告書

(実施要綱・別添1)

社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会

福祉サービス第三者評価の対象施設種別と第三者評価基準及びサービス内容評価基準

1. 児童福祉関係

| No. | 施設種別 | 第三者評価基準 | サービス内容評価基準 |
|-----|--|--|--|
| 1 | 保育所 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 34 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン (保育所版) | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン (保育所版) |
| 2 | 児童館 ・第三者評価基準 55 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン | |
| 3 | 児童養護施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 33 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン (児童入所施設版) | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン (児童養護施設版) |
| 4 | 知的障害児施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン (障害者・児施設版) | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン (障害者・児施設版) |
| 5 | 知的障害児通園施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 6 | 母子生活支援施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 28 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン (児童入所施設版) | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン (母子生活支援施設 版) |
| 7 | 乳児院 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 19 細目 | | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン (乳児院版) |
| 8 | 児童自立支援施設 ・第三者評価基準 55 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン | |

2. 身体障害者福祉関係

| No. | 施設種別 | 第三者評価基準 | サービス内容評価基準 |
|-----|--|--|-----------------------------------|
| 1 | 身体障害者更生施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン (障害者・児施設版) | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン (障害者・児施設版) |

| | | | |
|---|--|---|----------------------------------|
| 2 | 身体障害者療護施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン（障害者・児施設版） | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン（障害者・児施設版） |
| 3 | 身体障害者福祉ホーム ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 4 | 身体障害者授産施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 5 | 身体障害者通所授産施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 6 | 身体障害者デイサービスセンター ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |

3. 知的障害者福祉関係

| No. | 施設種別 | 評価基準 | サービス内容評価基準 |
|-----|--|---|----------------------------------|
| 1 | 知的障害者更生施設（入所） ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン（障害者・児施設版） | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン（障害者・児施設版） |
| 2 | 知的障害者更生施設（通所） ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 3 | 知的障害者授産施設（入所） ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 4 | 知的障害者授産施設（通所） ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 5 | 知的障害者通勤寮 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 6 | 知的障害者福祉ホーム ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 7 | 知的障害者デイサービスセンター ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |

| | | | |
|---|--|---|----------------------------------|
| 8 | 知的障害者地域生活援助事業 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン（障害者・児施設版） | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン（障害者・児施設版） |
| 9 | 小規模通所授産施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |

4. 精神障害者福祉関係

| No. | 施設種別 | 評価基準 | サービス内容評価基準 |
|-----|--|---|----------------------------------|
| 1 | 精神障害者生活訓練施設 ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン（障害者・児施設版） | 福祉サービス内容評価基準ガ イドライン（障害者・児施設版） |
| 2 | 精神障害者授産施設（通所） ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 3 | 精神障害者授産施設（入所） ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 4 | 精神障害者福祉ホーム ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 5 | 精神障害者福祉ホーム（B 型） ・第三者評価基準 55 細目 ・サービス評価基準 26 細目 | | |
| 6 | 精神障害者 地域生活支援センター ・第三者評価基準 55 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン（障害者・児施設版） | |
| 7 | 精神障害者グループホーム ・第三者評価基準 55 細目 | | |

5. 老人福祉関係

| No. | 施設種別 | 評価基準 | サービス内容評価基準 |
|-----|-----------------------------|---|------------|
| 1 | 養護老人ホーム ・第三者評価基準 55 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン | |
| 2 | 特別養護老人ホーム ・第三者評価基準 55 細目 | | |

| | | | |
|---|-------------------------------------|---|--|
| 3 | 軽費老人ホーム ・第三者評価基準 55 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン | |
| 4 | 老人短期入所施設 ・第三者評価基準 55 細目 | | |
| 5 | 高齢者デイサービスセ ンター ・第三者評価基準 55 細目 | | |
| 6 | 生活支援ハウス ・第三者評価基準 55 細目 | | |
| 7 | 有料老人ホーム ・第三者評価基準 55 細目 | | |

6. その他

| No. | 施設種別 | 評価基準 | サービス内容評価基準 |
|-----|--------------------------------------|---|------------|
| 1 | 介護老人保健施設 ・第三者評価基準 55 細目 | 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン における各評価項目の判断基準に関するガ イドライン | |
| 2 | 上記以外の福祉サービ ス事業所 ・第三者評価基準 55 細目 | | |

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会
福祉サービス第三者評価業務料金表

1 基本評価業務

| No. | 業務名 | 業務内容 | 手数料 | 備考 |
|-----|------------|--|---------------------------------|----|
| 1 | 第三者評価基準 | ・第三者評価基準に基づく事業所自己評価及び調査者2名による第三者評価 | 対象は別添1参照 1施設 231,000円(税込) | |
| 2 | サービス内容評価基準 | ・サービス内容評価基準に基づく、事業所自己評価及び調査者2名による第三者評価 | | |

※施設種別毎の該当するガイドラインについては、実施要綱別添1を参照してください。

2 付加評価業務

| No. | 業務名 | 業務内容 | 備考 |
|-----|--|--|----------|
| 1 | 利用者調査 (評価基準に基づく調査項目による聞き取り調査) | ・専任の調査員を施設へ派遣し、評価基準に基づく調査項目により、利用者の意向等について、面接による聞き取り調査を行う。 | ・保育所は対象外 |
| 2 | 利用者満足度調査 (独自の調査項目に基づく聞き取り調査) | ・専任の調査者を施設へ派遣し、施設の福祉サービスに関する満足度について、面接による聞き取り調査を行う。 | ・保育所は対象外 |
| 3 | 利用者保護者等アンケート (評価基準に基づく調査項目によるアンケート調査/郵送方式) | ・評価基準に基づくアンケート調査項目による、利用者の家族等の意向等について調査を行う。 | |
| 3 | 利用者保護者等福祉サービス満足度調査 (独自の調査項目によるアンケート調査/郵送方式) | ・独自の調査項目による、施設の福祉サービスに関する満足度調査について、アンケート方式による調査を行う。 | |

社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会
会 長 殿

(申込者)

所在地

法人名

代表者名

印

福祉サービス第三者評価受審申込書

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会福祉サービス第三者評価実施要綱に基づき、当法人が設置・運営する下記施設の第三者評価について、貴協議会に申し込みます。

記

1 施設名：

2 所在地：

3 電話・FAX番号：

4 担当者：

※1 評価内容及び評価手法等については、申し込み受付後、市社協担当者が説明します。

※2 評価業務は、契約締結後に実施します。契約は、事業者と市社協が実施する評価の内容及び手法について、合意した上で締結します。

(申込書送付・問合せ先)

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会評価機関

担当：

〒036-8063 弘前市大字宮園二丁目 8-1

電話 0172-33-1161/FAX 0172-33-1163